

令和元年度 公文書開示（6月決定分）

様式 2-1

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R1.5.7	R1.6.3	下記家屋について、新築時における固定資産評価の根拠資料一切 <対象家屋> 所在地：千代田区麹町一丁目3番地10 家屋番号：3-10-101、3-10-501、3-10-801	5		1													（第7条第2号） 所有者が個人の場合、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 （第7条第3号） 所有者が法人の場合、法人の財産に関する情報であり、公にすることにより、財産情報が明らかになることから、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （第7条第6号） 主税局が納税者の協力に基づく調査の結果得られた情報であり、主税局と納税者のみが知りうる情報である。このため、情報が公となることで納税者との信頼関係が損なわれ、今後の税務調査に協力が得られなくなり、賦課徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼす虞があるため。	主税局千代田都税事務所固定資産税課
2	R1.5.7	R1.6.3	下記家屋について、新築時における固定資産評価の根拠資料一切 <対象家屋> 所在地：新宿区新宿三丁目11番地28 家屋番号：11-28-2	9		1													（第7条第2号） 所有者が個人の場合、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 （第7条第3号） 所有者が法人の場合、法人の財産に関する情報であり、公にすることにより、財産情報が明らかになることから、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （第7条第6号） 主税局が納税者の協力に基づく調査の結果得られた情報であり、主税局と納税者のみが知りうる情報である。このため、情報が公となることで納税者との信頼関係が損なわれ、今後の税務調査に協力が得られなくなり、賦課徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼす虞があるため。	主税局新宿都税事務所固定資産評価課
3	R1.5.13	R1.6.10	下記家屋について、新築時における固定資産評価の根拠資料一切 <対象家屋> 所在地：江東区潮見1丁目24-10 地番：4番地130、4番地141 家屋番号：4番130	4		1													（第7条第2号） 所有者が個人の場合、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 （第7条第3号） 所有者が法人の場合、法人の財産に関する情報であり、公にすることにより、財産情報が明らかになることから、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （第7条第6号） 主税局が納税者の協力に基づく調査の結果得られた情報であり、主税局と納税者のみが知りうる情報である。このため、情報が公となることで納税者との信頼関係が損なわれ、今後の税務調査に協力が得られなくなり、賦課徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼす虞があるため。	主税局江東都税事務所固定資産税課

